

各位

三菱UFJ投信株式会社  
 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号  
 加入協会 (社)投資信託協会 (社)日本証券投資顧問業協会

## 「eMAXIS 全世界株式インデックス」の設定について

<追加型投信 / 海外 / 株式 / インデックス型>

この度、三菱UFJ投信はeMAXIS専用サイト(<http://maxis.muam.jp/>)にて実施した「eMAXIS ファンド追加アンケート」の最終結果に基づき、新たに「eMAXIS 全世界株式インデックス」を設定いたします。今後も皆さまとの対話を重視しながら、商品性の更なる向上に努めて参ります。



### eMAXIS 全世界株式インデックス ファンドの特色

#### 特色1

MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス(除く日本、円換算ベース)<sup>1</sup>と連動する投資成果をめざして運用を行います。

- 1 MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス(除く日本)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国・新興国の株式で構成されています。MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス(除く日本、円換算ベース)は、MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス(除く日本、米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス(除く日本)はMSCI Inc.の財産であり、「MSCI」はMSCI Inc.のサービスマークです。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

ファンドのリスクについては、「ファンドの主なリスク」をご参照ください。

## 特色2

日本を除く先進国ならびに新興国の株式等(DR(預託証券)<sup>2</sup>を含みます。)への投資を行います。

運用は主に「外国株式インデックスマザーファンド」ならびに「新興国株式インデックスマザーファンド」への投資を通じて、日本を除く先進国および新興国の株式に実質的に投資を行うファミリーファンド方式により行います。

- 2 DR(預託証券)とは、Depositary Receipt の略で、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

## 特色3

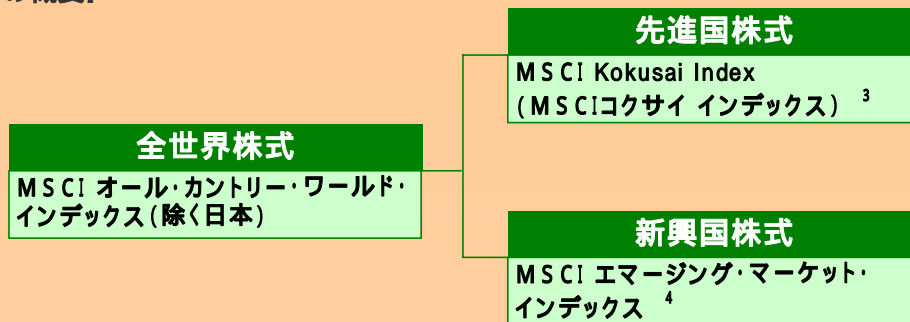
原則として、為替ヘッジは行いません。

為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

当ファンドはMSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス(除く日本、円換算ベース)の動きに連動することをめざして運用を行いますが、以下の要因等により乖離を生じることがあります。

- ・ 信託報酬、売買委託手数料を負担することによる影響
- ・ 株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しない場合の影響
- ・ 売買約定価格と当該指数の評価価格の差による影響
- ・ 指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比の違いによる影響
- ・ 当該指数を構成する銘柄が変更になることによる影響
- ・ 為替の評価による影響
- ・ 新興国特有の制度や規制等によって運用に制約が生じることによる影響

### [MSCI インデックスの概要]



上記はMSCI インデックスの構造についてのイメージ図であり、各インデックスの比率は変動します。

- 3 MSCI Kokusai Index(MSCI コクサイ インデックス)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要国で構成されています。MSCI Kokusai Index(MSCI コクサイ インデックス)(円換算ベース)は、MSCI Kokusai Index(MSCI コクサイ インデックス)(米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。また、MSCI Kokusai Index(MSCI コクサイ インデックス)はMSCI Inc.の財産であり、「MSCI」はMSCI Inc.のサービスマークです。
- 4 MSCI エマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(米ドルベース)をもとに、委託会社計算したものです。また、MSCI エマージング・マーケット・インデックスはMSCI Inc.の財産であり、「MSCI」はMSCI Inc.のサービスマークです。

### 「外国株式インデックスマザーファンド」の投資態度

投資成果をMSCI Kokusai Index(MSCI コクサイ インデックス)(円換算ベース)の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- ・ 株式の実質投資比率は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。
- ・ 銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### 「新興国株式インデックスマザーファンド」の投資態度

新興国の株式等を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。株式等の組入比率は原則として高位を保ちます。対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式等の投資比率が100%を超える場合があります。組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

ファンドのリスクについては、「ファンドの主なリスク」をご参照ください。

## ファンドの主なリスク

ファンドへの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。このため、お申込みの際は、ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

### 市場リスク

#### (価格変動リスク)

ファンドは、投資対象資産に応じて、株式や公社債、不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、特定の指数に連動する投資成果をめざしていることから、株式や公社債、不動産投資信託証券の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動し、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動するため、ファンドはその影響を受け株式や公社債、不動産投資信託証券の価格、特定の指数が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

#### (為替変動リスク)

eMAXIS 全世界株式インデックス、eMAXIS 先進国株式インデックス、eMAXIS 先進国債券インデックス、eMAXIS 先進国リートインデックス、eMAXIS 新興国株式インデックスにおいて、実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債、不動産投資信託証券は外貨建資産ですので、為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

### 信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債、不動産投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

### カントリーリスク

eMAXIS 全世界株式インデックスおよびeMAXIS 新興国株式インデックスにおいて、新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込む可能性が高まる場合があります。

### (留意事項)

- ・ ファンドは、一定の運用成果を保証するものではありません。
- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・ ファンドは、特定の指数に連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、指数先物取引を行う場合には先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、外貨建資産に投資する場合は為替の評価による影響、新興国に投資する場合は新興国特有の制度や規制等によって運用に制約を生じることによる影響等の要因によりカイ離を生じることがあります。
- ・ 不動産投資信託証券を投資対象とする場合は、不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。不動産投資信託証券の投資口数が増加する場合、1口当たりの不動産投資信託の収益性が低下することがあります。
- ・ eMAXIS 国内リートインデックスは、投資判断によって特定の銘柄に集中投資することがあります。当該銘柄が大きく下落した場合、ファンドの基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。



その他概要

設定日	<eMAXIS(全世界株式インデックス)> 2010年7月20日
申込時間	お申込み・換金請求の受付は、原則、毎営業日の午後3時までです。販売会社によっては、上記より早い時刻に受付を締め切ることとして場合があります。〈わくしは、販売会社にご確認ください〉。信託財産の資金管理を円滑に行うため、ファンドによっては、1億口または1億円以上の換金請求については正午までお願いいたします。〈わくしは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。委託会社は、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。〉
申込不可日	各ファンドにおいて本頁「お客様の負担となる費用」のいずれかに該当する休業日は、お申込み・換金請求ができません。
申込単位	お申込みには分配金受取りコース(一般コース)と分配金再投資コース(累積投資コース)があります。申込コースおよび申込単位は、販売会社により異なります。〈わくしは、取扱い窓口にお問合せください。〉
申込価額	本頁「お客様の負担となる費用」をご参照ください。
換金単位	換金単位は、販売会社により異なります。〈わくしは、取扱い窓口にお問合せください。〉
換金価額	本頁「お客様の負担となる費用」をご参照ください。換金代金受取日は、本頁「お客様の負担となる費用」をご参照ください。
信託期間	<eMAXIS(日経225インデックス、TOPIXインデックス、国内債券インデックス、国内リートインデックス、先進国株式インデックス、先進国債券インデックス、先進国リートインデックス、新興国株式インデックス)> 2009年10月28日から無期限 <eMAXIS(全世界株式インデックス)> 2010年7月21日から無期限 ただし、各ファンドの残存口数が所定の口数を下回った場合等には、信託期間の途中で信託を終了させることがあります。〈わくしは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。〉
決算および分配	原則として、年1回の決算時(1月26日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。分配再投資コース(累積投資コース)の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、原則として再投資されます。 eMAXIS(全世界株式インデックス)の初回決算日は、2011年1月26日です。

お客様の負担となる費用

<p><b>申込時に直接負担いただく費用</b></p> <p>申込手数料 なし</p> <p><b>換金時に直接負担いただく費用</b></p> <p>信託財産留保額 下記表をご参照ください。</p> <p><b>償還時に直接負担いただく費用</b> なし</p> <p><b>保有期間中にファンドが負担する費用(間接的に負担いただく費用)</b></p> <p>信託報酬 下記表をご参照ください。</p> <p>その他の費用                  &lt;eMAXIS(日経225インデックス、TOPIXインデックス、国内債券インデックス、全世界株式インデックス、先進国株式インデックス、先進国債券インデックス、新興国債券インデックス)&gt;                  上記のほか、ファンドでは売買委託手数料、監査報酬、組入資産の保管等に要する諸費用、先物取引・オプション取引等に要する費用等を負担しております。                  &lt;eMAXIS 国内リートインデックス&gt;                  上記のほか、ファンドでは売買委託手数料、監査報酬、組入資産の保管等に要する諸費用、先物取引等に要する費用等を負担しております。                  &lt;eMAXIS 先進国リートインデックス&gt;                  上記のほか、ファンドでは売買委託手数料、監査報酬、組入資産の保管等に要する諸費用等を負担しております。                  「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <p>お客様にご負担いただく費用等の合計額については、お申込代金や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。                  〈わくしは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。〉</p>						
ファンド名	申込価額	換金価額	換金代金受取日 (換金請求受付日 から起算)	信託財産 留保額	信託報酬(純資産総額の年 消費税等相当額を含みます。 なお、消費税率に応じて 変更となることがあります。)	申込不可日
eMAXIS 日経225インデックス	申込受付日の 基準価額	換金請求受付日の 基準価額	原則として 換金請求受付日 から起算して 4営業日目以降	なし	0.42% (税抜 0.4%)	なし
eMAXIS TOPIXインデックス					0.42% (税抜 0.4%)	
eMAXIS 国内債券インデックス					0.42% (税抜 0.4%)	
eMAXIS 国内リートインデックス					0.42% (税抜 0.4%)	
eMAXIS 全世界株式インデックス	申込受付日の 翌営業日の 基準価額	換金請求受付日の 基準価額 - 信託財産留保額	原則として 換金請求受付日 から起算して 6営業日目以降	換金請求受付日 の翌営業日 の基準価額 x0.05%	0.63% (税抜 0.6%)	ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日、ロンドンの銀行の休業日、香港の銀行の休業日
eMAXIS 先進国株式インデックス					0.63% (税抜 0.6%)	
eMAXIS 先進国債券インデックス					0.63% (税抜 0.6%)	
eMAXIS 先進国リートインデックス					0.63% (税抜 0.6%)	
eMAXIS 新興国株式インデックス					0.63% (税抜 0.6%)	
ファンドは実質的に上場投資信託(リート)を投資対象としており、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示していません。	設定予定額	100万円(自己設定)	信託金限度額	5,000億円	課税関係	個人受益者については、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の価額から取得費を控除した利益に対して課税されます。なお、法人の課税は異なります。また、税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。〈わくしは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。〉 ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。
受託会社 (信託財産の 保管・管理等)	三菱UFJ信託銀行株式会社					
販売会社 (募集・換金の 取扱い等)	株式会社SBI証券、カブドットコム証券株式会社、楽天証券株式会社、マネックス証券株式会社、株式会社ジャパンネット銀行(取扱い開始日は販売会社により異なります。)					

当資料は、プレスリリースとして三菱UFJ投信が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。また、勧誘を目的に使用することはできません。当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。当資料は、信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託の取得のお申込みを行う場合は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)につきましては、販売会社にご請求ください。当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成22年7月1日に関東財務局長に提出しておりますが、その効力は生じておりません。

以上